

こどものファーストエイドって何？

保育者（両親や親戚を含め、こどものケアをするすべての人）や教師は、こどものけがや突然の重い病気に備えて、緊急事態への対処法を知っておく必要があります（図 1-1）。ファーストエイドとは、具合が悪くなったりけがをした子に施す応急手当のことで、その子の治療に責任を持てる医師や保護者に引き渡すまでに行います。ファーストエイドは症状がそれ以上悪化しないようにすることが目的で、治療を行うことはありません。



図 1-1
こどものけがや病気に備えて、対処法を身に付けておきましょう

ファーストエイドを行った後は、保護者と医師が相談した上で適切な治療法が決められます。ファーストエイドが必要なけがのほとんどは命にかかわるものではなく、通常は簡単で常識的な処置で済みます。しかし、時にはファーストエイドで生死が左右されることもあります。そのため、保育者や教師は、こどもに対するファーストエイドの訓練を受けておかなければなりません（図 1-2）。

ファーストエイドは心肺蘇生法（CPR）のことだと思っている人が多いのですが、これらは別々のものです。CPR の訓練は心臓が止まったり呼吸困難に陥った場合の対応について重点的に扱っており、例えば、男の子が転んで膝を切ったときのように、ファーストエイドが必要なけがや病気への対処法は教えていません。通常、健康なこどもの心臓は何らかの理由で呼吸が止まらない限り動き続けるため、CPR が必要なケースはほとんどありません。しかし、窒息や溺水、心臓疾患などが原因で呼吸が止まると結果的に心臓も停止するため、保育者や教師は気道確保と人工呼吸の訓練も受

図 1-2
ファーストエイドの訓練を受けておく必要があります



けておく必要があります。心臓疾患のあるこどものケア、水泳、水辺の活動を監督する場合は、必ず CPR の訓練を受けておきましょう。

保育者や教師は、訓練を受ければ誰でもできる程度のファーストエイドは身に付けておく必要があります。緊急事態が起きたときには、すぐに 119 番に電話をして救急車を呼ぶ必要がありますが、自宅や職場が救急車の入りにくい場所にある場合、敷地や建物の構造が複雑な場合（門から事故現場まで到達するルート、車が入れる範囲など）、また、遠足などで町から離れる場合には、さらなる訓練が必要な可能性があります。

保育者や教師がこどもにファーストエイドを施す義務があるアメリカでは、すべての州に「善きサマリア人の法」という法律があり、ファーストエイドを行った個人に対して、刑事訴訟の免責が認められています。日本には「善きサマリア人の法」のような法律はありませんが、一般市民が善意で実施した応急手当については、原則として、その結果の責任を法的に問われることはないと考えられています*。

※財団法人 救急振興財団『応急手当講習テキスト—救急車がくるまでに—』より

知っていますか？



次のケースでは必ず CPR の訓練を受けておきましょう。

- 水泳や水辺での活動を指導する場合
- こどもに心臓疾患がある場合